

『令和4年度税制改正大綱(12) 事業承継税制計画提出1年延長』

非上場株式に係る相続税・贈与税の納税猶予の特例制度(法人版事業承継税制)については、今般の感染症の影響により計画策定に時間を要する場合を考慮し、特例承継計画の提出期限を令和6年3月末まで1年間延長する。ただし、事業承継を集中的に進めるための時限措置であることを踏まえ、特例制度の適用期限は延長しない。

登録免許税の税率の軽減措置は、以下の通り変更・延長が行われる。1)住宅用家屋、特定認定長期優良住宅及び認定低炭素住宅の所有権の保存登記をいずれも2年間延長 2)次の特例の適用対象となる住宅用家屋で築年数要件を廃止するとともに、新耐震基準に適合している住宅用家屋(登記簿上の建築日付が昭和57年1月1日以後の家屋は、適合しているとみなす)であることを新たな要件として2年延長する。○住宅用家屋の所有権の移転登記 ○特定の増改築がされた住宅用家屋の所有権の移転登記 ○住宅取得資金の貸付け等に係る抵当権の設定登記

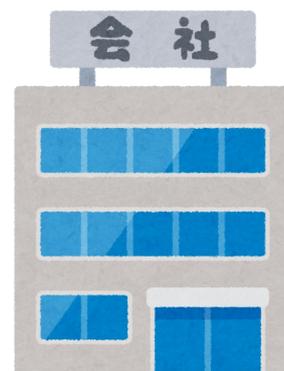


また、相続に係る所有権の移転登記に対する登録免許税の免税措置は、次の措置を講じた上で適用期限が3年延長される。○適用対象となる土地に、市街化区域内に所在する土地を追加 ○適用対象となる土地の価額の上限を100万円に引き上げ

『中小企業活性化パッケージ 認定支援機関の伴走型支援期待』

経済産業省・財務省は連携のうえ、コロナ資金繰り支援の継続や増大する債務に苦しむ中小企業の収益力改善・事業再生・再チャレンジを促す総合的な支援策を展開するため、「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」を含む「中小企業活性化パッケージ」を策定し、公表した。

施策内容は(1)「コロナ資金繰り支援の継続」と(2)「中小企業の収益力改善・事業再生・再チャレンジの総合的支援」の2つの柱からなっており、(2)に関しては○認定支援機関の伴走支援強化○協議会による収益力改善支援強化○再生事業者の収益力改善支援の拡充○個人破産回避に向けたルールの明確化○再チャレンジ支援の拡充○収益力改善・事業再生・再チャレンジの一元的な支援体制の構築等8つの項目が盛り込まれている。認定支援期間の伴走型支援は、従来の「経営改善計画策定支援」を拡充させ上限300万円(補助率2/3)とし、再生支援協議会の特例リスク支援は収益力改善に向けた計画策定支援にシフト。事業再構築補助金において、通常枠よりも補助率を引き上げた「回復・再生応援枠」を創設、また私的整理を支援する制度を創設し認定支援機関支援による700万円補助も予定。いずれも実行性およびその効果がどこまで及ぶか注目される。



出典元:日本中小企業経営支援専門家協会(JPBM) ※本記事・内容の無断転載を禁じます

21世紀を創造する中小企業のベストパートナー

〒460-0012 名古屋市中区千代田三丁目14番22号

葵総合経営センター

(葵総合税理士法人)

TEL : (052) 331-1768 FAX : (052) 332-5282

『Homepage』 <http://www.aoi-cms.com/> 『e-mail』 aoi@aoi-cms.com